

練馬区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月22日

練馬区長 吉 田 健 一

練馬区条例第18号

練馬区特別区税条例の一部を改正する条例

練馬区特別区税条例（昭和39年12月練馬区条例第42号）の一部をつぎのように改正する。

第15条第1項中「または」を「および」に改め、同条第3項中「以下本項および次項ならびに」を「次項および」に改め、「という。）」のつぎに「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第19条の2第1項中「もしくは金銭」を削り、同項第9号をつぎのように改める。

- (9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第19条の2第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項または第4項」に改める。

第23条第1項ただし書中「および第24条の3第1項」を「ならびに第24条の3第1項および第2項第4号」に改める。

第24条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第24条の3第1項をつぎのように改める。

つぎに掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出し

なければならない者

- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第9条第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。次号および次項第3号において同じ。）

（退職手当等（第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）または扶養親族（年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）もしくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第9条第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦もしくはひとり親に該当する者または特定配偶者もしくは扶養親族（年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族に限る。）もしくは特定親族（合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）を有する者

第24条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出」を「同条第1項の規定による申告書を提出」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項のつぎにつぎの1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、つぎに掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者

またはその他の障害者に該当する場合にはその旨およびその該当する事実
ならびに寡婦またはひとり親に該当する場合にはその旨

- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族または特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

付則第2条の3を削り、付則第2条の4を付則第2条の3とする。

付則第3条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

付則第3条の5の前の見出しおよび同条を削る。

付則第3条の5の2に見出しとして「（区民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年までまたは」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に改め、同条第2項中「付則第3条の5の2第1項」を「付則第3条の5第1項」に改め、同条を付則第3条の5とする。

付則第3条の6中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項または第4項」に改める。

付則第4条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、付則第3条の5の2第1項」を削る。

付則第5条の2中「附則第7条の2第4項」のつぎに「（法附則第7条の3第3項または第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

付則第6条第3項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、同条第4項中「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改める。

付則第8条第3項第2号、第9条第3項第2号および第10条第3項第2号中「、付則第3条の5第1項および付則第3条の5の2第1項」を「および付則第3条の5第1項」に改める。

付則第11条第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「

令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条につきの1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域または特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項または第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡または確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

付則第12条第5項第2号、第13条第2項第2号および第14条第2項第2号中「、付則第3条の5第1項および付則第3条の5の2第1項」を「および付則第3条の5第1項」に改める。

付則第14条の2第2項第2号および第5項第2号ならびに第14条の3第2項第2号および第5項第2号中「、第3条の5第1項および第3条の5の2第1項」を「および第3条の5第1項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、つぎの各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第19条の2第1項、第23条第1項ただし書、第24条の2および第24条の3の改正規定ならびに付則第2条の3を削り、付則第2条の4を付則第2条の3とする改正規定、付則第3条の改正規定および付則第3条の5の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分および「

令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。) ならびに次条第1項から第3項までの規定 令和9年1月1日

- (2) 第19条の2第2項の改正規定ならびに付則第3条の6および第5条の2の改正規定ならびに付則第11条の改正規定(同条第1項および第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。) ならびに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(特別区民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第1号に掲げる規定による改正後の練馬区特別区税条例第19条の2第1項(第9号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

2 この条例による改正後の練馬区特別区税条例(以下「新条例」という。)第24条の3第1項および第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第24条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の練馬区特別区税条例第24条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

3 前条第1号に掲げる規定による改正後の練馬区特別区税条例付則第3条の5第1項および第2項の規定は、特別区民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)もしくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項

に規定する特例既存住宅および同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。) もしくは増改築等をした家屋 (同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等または当該特例増改築等に係る部分に限る。) または同条第6項に規定する認定住宅等 (同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、特別区民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋 (同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。) もしくは既存住宅 (同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。) もしくは増改築等をした家屋 (当該増改築等に係る部分に限る。) または同条第10項に規定する認定住宅等 (同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 新条例付則第11条第4項の規定は、特別区民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例付則第11条第1項の土地等の譲渡について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例付則第6条第3項および第4項の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。